

宅地液状化等復旧支援事業 Q & A 【令和 7 年 4 月 17 日時点】

基本事項

	質 問	回 答
1	どのような宅地が対象となりますか。	R6能登半島地震発生時に住宅の用に供されていた宅地が対象となります。 ただし、民間企業や団体等の社宅や寮の宅地や分譲宅地等の宅地開発の事業用の宅地は対象となりません。
2	どこに相談に行けばいいですか。	被災宅地等復旧支援事業の受付窓口は市町村となります。補助金の申請手続きなど、詳細についてはそれぞれの市町村にお尋ねください。
3	補助制度の内容について教えてください。	被災宅地の所有者、管理者又は占有者（以下、「所有者等」という。）が対象工事の施工に要した経費から 50 万円を控除した額の 3 分の 2 を補助する制度です。 対象工事の上限額は 1, 200 万円となっており、最大で 766 万 6 千円の補助を受けることができます。
4	対象工事にはどのようなものがありますか。	R6能登半島地震による液状化被害を受けた宅地等の復旧に要する以下の工事が対象となります。 ①復旧工事 原形復旧を基本とした次に掲げる工事（構造基準を満たすものへの変更を含む。） ア のり面の復旧工事 イ 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事を含む。） ウ 地盤の復旧工事（陥没への対応工事を含む。） ②地盤改良工事 液状化が発生したとみられる区域における液状化再度災害防止のための住宅建屋（住宅及び住宅に附属する用途に供する建築物。以下同じ。）下の地盤改良工事 ③住宅基礎の傾斜修復工事 住宅基礎の沈下又は傾斜を修復する工事（ジャッキアップ等） ※①～③の工事には調査、設計費を含む。

補助対象範囲（宅地の定義・被災の定義）

	質 問	回 答
5	アパートなどの賃貸住宅の宅地でも対象となりますか。	対象となります。1 宅地 1 申請の原則で、申請者は所有者等になります。
6	土地の名義が法人でも補助の対象となりますか。	土地の名義が個人、法人を問わず、住宅の用に供されていた宅地であれば対象となります。
7	店舗(事務所)併用住宅の宅地でも対象となりますか。	併用住宅の宅地ですが、住宅の用に供する部分の宅地が対象となります。 対象部分の判定が困難な場合は、住宅、非住宅の延べ床面積で工事費を按分し補助金の額を算定してください。

補助対象範囲（宅地の定義・被災の定義）

	質 問	回 答
8	被災時に空き家となっていた宅地の復旧は対象となりますか。	空き家の宅地は原則対象外となります。
9	被災後、新たに購入した宅地の復旧工事は対象となりますか。	R6能登半島地震発生時に住宅の用に供されていた宅地が対象となりますので、被災後新たに購入した宅地の復旧工事は対象となりません。

申請関係（審査書類及び申請について）

	質 問	回 答
10	申請後、すぐに宅地の復旧工事を行っても良いでしょうか。	申請後、各自治体で申請内容が適切か審査を行うので、審査結果として交付される「交付決定通知書」等を受け取るまで、工事には取りかからないでください。詳しくは市町村にお尋ねください。
11	既に宅地の復旧工事を終えている場合、補助対象となりますか。	「交付決定通知書」等を受け取ってから工事を行うのが原則ですが、制度が創設された6月以前に工事に着手又は完了したものについては、R6能登半島地震により被災した住宅用宅地の復旧工事であることが被災時の写真などにより確認できれば補助対象となります。詳しくは市町村にお尋ねください。
12	申請に必要な書類について教えてください。	・工事の設計図（位置図、計画平面図等） ・工事見積書の写し ・被災状況を確認できる資料（被害写真等） ・り災証明書の写し などが必要です。必要書類の用意が難しい場合や、どんな書類を用意したら良いか分からない場合、まずは市町村にお尋ねください。
13	工事費の上限額（1,200万円）に達していない場合、同一宅地について複数回申請できますか。	申請は1宅地につき1回となります。
14	被災住宅耐震改修支援事業と併給は可能ですか。	被災住宅耐震改修支援事業は、「地盤の液状化等の被害を受けた住宅の建替え、耐震改修への支援」する事業ですが、事業対象について、本事業と区分できれば、併給は可能です。
15	自宅再建利子助成事業と併給は可能ですか。	自宅再建利子助成事業は、「住宅の新築、購入、補修のための融資を受けた方への利子助成」する事業ですが、併給は可能です。

補助対象工事

	質 問	回 答
16	住宅基礎の傾斜修復工事を行う場合、住宅基礎の施工は対象となりますか。	対象工事を行う際、施工上必要と認められる範囲に限り、基礎の施工も対象となります。
17	地震で宅地内に亀裂が入ったので、自分で補修を行ったが材料費について補助対象となりますか。	材料費が分かる領収書など対象工事費の支払いについて分かる書類が残っており、掛かった費用の合計額が50万円を超えている場合は、対象となります。

その他

	質 問	回 答
18	工事業者について紹介してもらえますか。	工事業者について紹介はできませんが、下記のURLから富山県内に本店を置く富山県知事許可業者について確認することができます。 https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/shoukouken/setsu/kensetsugyou/kj00001813/kj00001813-007-01.html